

(別表1)

有害物質等の判定基準及び試験検査項目

種 類		鉍さい	ばいじん	汚 泥	燃え殻	焼 却 残 渣	処 理 物 (固形 化物等)	判定基準 1~25: 溶出試験 26、27: 含有量試験
項 目								
一般項目	油分 (n-ヘキサン抽出物)			○				5%以下
	含 水 率		○	○	○	○		85%以下
有害物質関係	1 アルキル水銀化合物	○	○	○	○	○	○	未検出
	2 水銀又はその化合物	○	○	○	○	○	○	0.005mg/l以下
	3 カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	○	○	0.09mg/l以下
	4 鉛又はその化合物	○	○	○	○	○	○	0.3mg/l以下
	5 有機リン化合物			○		○	○	1mg/l以下
	6 六価クロム	○	○	○	○	○	○	1.5mg/l以下
	7 ひ素又はその化合物	○	○	○	○	○	○	0.3mg/l以下
	8 シアン化合物			○		○	○	1mg/l以下
	9 PCB		○	○	○	○	○	0.003mg/l以下
	10 トリクロロエチレン			○		○	○	0.1mg/l以下
	11 テトラクロロエチレン			○		○	○	0.1mg/l以下
	12 ジクロロメタン			○		○	○	0.2mg/l以下
	13 四塩化炭素			○		○	○	0.02mg/l以下
	14 1,2-ジクロロエタン			○		○	○	0.04mg/l以下
	15 1,1-ジクロロエチレン			○		○	○	1.0mg/l以下
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン			○		○	○	0.4mg/l以下
	17 1,1,1-トリクロロエタン			○		○	○	3mg/l以下
	18 1,1,2-トリクロロエタン			○		○	○	0.06mg/l以下
	19 1,3-ジクロロプロペン			○		○	○	0.02mg/l以下
	20 チウラム			○		○	○	0.06mg/l以下
	21 シマジン			○		○	○	0.03mg/l以下
	22 チオベンカルブ			○		○	○	0.2mg/l以下
	23 ベンゼン			○		○	○	0.1mg/l以下
	24 セレン又はその化合物	○	○	○	○	○	○	0.3mg/l以下
	25 1,4-ジオキサン		○	○	○	○	○	0.5mg/l以下
	26 ダイオキシン類		○	○	○	○	○	3ng-TEQ/g以下
	27 総水銀	○	○	○	○	○	○	15mg/kg以下

備 考

- 印の項目について検査が必要です。ただし、当該廃棄物の発生工程、使用原材料等によっては、項目を追加又は省略することができます。
- 有害物質については、ダイオキシン類、総水銀は含有量試験、その他は溶出試験となります。
- 検査方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検出方法（昭和48年環境庁告示第13号）」による他、国等が示す方法によります。
- 検査成績書は、環境計量証明事業所又は公共機関の発行したものであって、原則として処理委託申込日の3ヶ月以内に発行されたものに限ります。